

# 建 森 全

## 第181号

令和8年5月

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2  
山王グランドビル3階

一般社団法人  
全国森林土木建設業協会

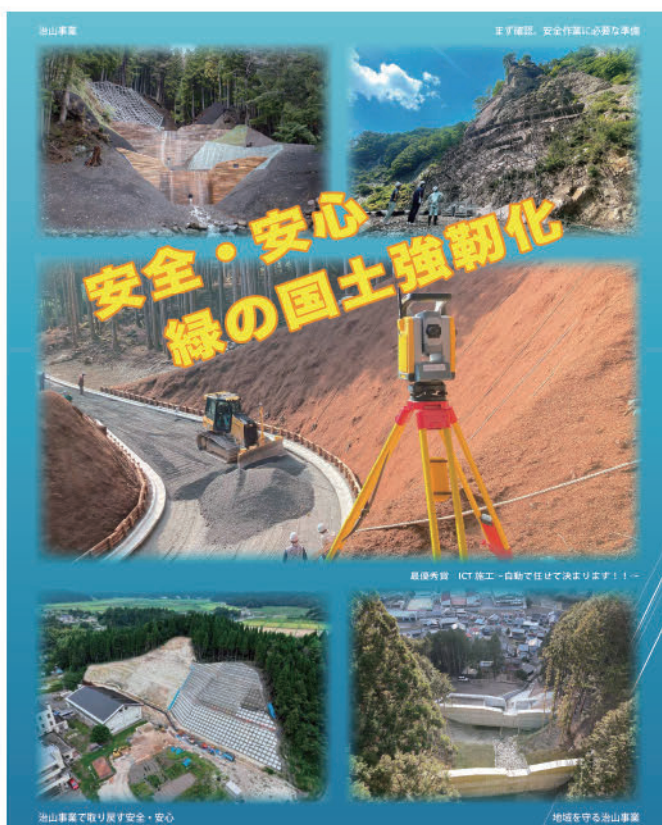
発行 江坂文寿 TEL.03-3581-3336  
責任者 FAX.03-3581-3341

林野庁では、熱中症対策や働き方改革、円滑な施工体制の確保など、公共工事に一齐に適用される制度改正や運用改善について、森林土木分野へも的確に反映させるよう措置しています。また、森林土木工事が行われる山間奥地の狭隘・急傾斜地の厳しい現場実態を

### 令和8年度 森林整備保全事業 設計積算要領等の 改正の概要

踏まえ、森林土木工事が地域の守り手である事業者を選ばれるよう、適正な利潤確保、生産性の向上、安全性の向上に向けて、様々な取組を進めています。

これら令和8年度からの適用として行われた森林整備保全事業設計積算要領等の改正について、その主な改正内容を紹介します。詳細は林野庁のホームページの「積算基準」のページ(この中で「令和8年4月1日から適用」と記載されたものが今回の改正分)に掲載されていますので、ご覧ください。



「令和8年度労働安全ポスター」



一般社団法人  
全国森林土木建設業協会

1 森林土木工事の一般管理費等率について、最新の本社経費の実態を反映した率に見直し

2 施工実態に合わせて不整地運搬車の規格を再編して標準規格を見直すとともに、積卸時間、走行速度を見直し

3 急傾斜地において資材等を運搬する際のモノレール運搬工歩掛を施工実態に見直すとともに、定期点検歩掛を追加

4 コンクリート構造物等の基礎・裏込め砕石工において砕石投入を行う建設機械の規格と歩掛を現場実態に合わせて見直し

5 森林土木工事の設計業務において、設計時に施工者から意見聴取する歩掛を追加

### 令和7年度

技術・労働委員会における改善要望事項に対する林野庁の回答について

各都道府県協(議)会からあった改善要望事項については、令和7

年11月10日に開催された令和7年度  
の技術・労働委員会において林  
野庁担当者との意見交換を行い、そ  
の概要を「全森建」会報第180  
号（令和8年1月発行）に掲載し  
たところ です。

林野庁には、その後の取組等を  
踏まえ、改めて令和8年度当初時  
点での林野庁の対応の考え方を整  
理のうえ、回答内容をより分かり  
易く記述していただきました。特  
に、項目B-6、B-10、C-10、  
C-11、C-12の回答には、令和  
8年度の設計・歩掛・積算等の改  
正内容が新たに盛り込まれていま  
す。

以下、要望内容を「設計」、「歩  
掛」、「積算」、「その他」に区分し、  
それぞれに対する回答をお知らせ  
します。なお、各都道府県協（議）  
会からいただいた改善要望事項に  
ついては、適宜、文章表現の修正、  
用語の統一、類似項目の統合など  
を行ってまいりますことをご了承願  
います。

全森建としましては、「選ばれる  
森林土木」に向けた林野庁のこれ  
までの取組に感謝申し上げますとこ  
ろです。今後とも会員の皆様から

ご意見等をいただきつつ、厳しい  
施工条件下でも適正な利潤や担  
手が確保できるように設計・積算  
と円滑な事業実行に向け、技術・  
労働委員会を中心として林野庁へ  
の要望活動等に取り組んでまい  
ります。なお、林野庁においては、  
設計・積算の見直しの根拠となる  
施工実態調査等を令和8年度も実  
施する予定と聞いていますので、  
会員の皆様にはそれらへのご協力  
を引き続きお願いします。

## 改善要望事項

### A 設計関係

#### 1 治山ダム工における水替工

##### 〔改善要望の内容〕

治山ダム工における水替工で  
は、湧水量が多かったり、最近類  
発する短時間大雨への対処のた  
め、常時排水をしなければなら  
ない場合があります。しかしながら、  
当初設計の「ポンプによる作業時  
排水」から施工段階での「ポンプ  
による常時排水」への変更など水  
替工の工法変更が、変更契約の対  
象として認められないことがあり  
ます。

このため、治山ダム工に関する、  
当初設計時の廻排水方法（ポンプ  
作業時排水、ポンプ常時排水、土  
のう締切、矢板締切、コンクリー  
ト締切、仮水路、水樋など）、実際  
の施工時における廻排水方法、水  
替工等に係る変更契約対応につ  
いて、発注者への実態調査を行っ  
たうえで、適切な変更対応をする  
ようご指導いただくことを要望し  
ます。

##### 〔回答〕

治山ダム工における発注時の水  
替工については、土のう等による  
締切りを行った上でパイプや樋等  
による廻排水を行い、床掘箇所は  
設計時に湧水が確認されない場合  
はポンプ排水（作業時排水）によ  
ることが当初積算時の標準となっ  
ています。

なお、任意仮設であっても当初  
積算時に想定した条件による水替  
方法と現地条件が異なる等が確認  
された場合、設計変更ガイドライ  
ンの「設計変更を行うことができ  
るもの」に該当し、必要に応じて  
設計変更は可能となることを各種  
会議等において周知してまいりま

す。

## 2 仮設工の設計・積算

### 〔改善要望の内容〕

仮設工は、安全で適切な工事を  
進める上で重要と考えますが、発  
注時の設計図書等に適切な仮設工  
の内容が示されていない場合が多  
く、施工業者としては受注を控え  
る原因の一つとなっています。

については、森林土木事業にお  
ける適切な仮設工のあり方につ  
いて、「森林整備保全事業設計積算要領」  
等に明確に記載するよう要望しま  
す。また、工事発注に当たって適  
切な仮設工を明示する必要性につ  
いて、調査設計コンサルタント会  
社の設計担当者や発注機関の積算  
担当者などにご指導いただくよう  
要望します。さらに、適切な仮設  
工に関する事例集等を作成してい  
ただくよう要望します。

また、森林整備保全事業設計積  
算要領において、仮設費（共通仮  
設費率に含まれるものを除く。）  
は、現場条件を的確に把握するこ  
とにより必要額を適正に積算する  
ものとすると言われていますが、仮  
設道の設置、敷鉄板の敷き並べ、現

道の補修等について、施工数量は明示されているが具体的な施工図面等はなく、任意仮設として積算されていることが多々あります。任意仮設であることをもって、施工実績に応じた変更設計の対象にならず、受注者の負担とされることがあります。

このため、現場実態により施工数量が大幅に変わり得る仮設工については、当初設計時から指定仮設として積算するよう要望します。

### 〔回答〕

仮設工は、工事目的物を築造する上で重要なものと認識しています。そのため、発注時に仮設工の条件明示がされていない場合は、入札公告期間中の質問回答により確認するようお願いいたします。

なお、仮設工を含めての設計積算が現場の施工実態等に即した設計積算となるよう、令和 8 年 4 月より「設計段階における工事施工者等からの意見聴取の試行について」として施工者（森林土木工事経験を有した事業者や専門業者）への意見聴取を設計業務の段階で行うことができることとしており

ます。意見聴取の対象となった際は、ご協力お願いいたします。

### B 歩掛関係

#### 1 治山ダム工以外のコンクリートポンプ車打設歩掛の見直し

##### 〔改善要望の内容〕

治山ダム工のコンクリートポンプ車打設歩掛については、コンクリート圧送管の組立・撤去回数に応じて積算できるように、見直していただき感謝します（令和 7 年度から適用）。

一方、林道の路側に設置する重方式擁壁など延長が長いコンクリート構造物では、打設スパンが複数に分かれるため、打設回数が増加し、コンクリート圧送管の組立・撤去作業がその都度必要となり、受注者の負担が大きい現状にあります。

このため、治山ダム工以外のコンクリート構造物についても、実態に合ったコンクリートポンプ車打設歩掛とするよう要望します。

##### 〔回答〕

林道の重方式擁壁の積算において、施工パッケージ型積算方式の

場所打擁壁を適用できる場合は、施工パッケージ型積算方式の標準単価から積算単価を算出することになりますが、この場合の圧送管組立・撤去については打設日ごと組立・撤去する単価となっていることをご承知願います。

#### 2 コンクリート打設工法の選定

##### 〔改善要望の内容〕

本県内で利用可能なコンクリートポンプ車は、圧送可能な最大骨材寸法が 40mm 未満（25mm など）という規格のものが多く、最大骨材寸法 40mm の生コンを圧送できるものは数台しかない状況です。

このため、治山ダム工などの無筋・鉄筋構造物の積算に当たっては、コンクリートポンプ車打設とともに、クレーン車打設も標準の打設工法として選定できるようにすることを要望します。

##### 〔回答〕

無筋・鉄筋構造物のコンクリート打設工法は、打設条件によって標準的な打設工法を選定するものとしていますが、これによりがたい場合は、現地条件に適した工法

を選定できることとしています。そのため地域事情により標準的なコンクリート打設工法が地域の実態にそぐわない状況で積算されている場合は、根拠資料を発注機関に提示の上、実態に即した工法に変更するよう要望等していただくようお願いいたします。

#### 3 均しコンクリート

##### 〔改善要望の内容〕

令和 7 年度の森林整備保全事業標準歩掛の改正において、治山ダムの型枠工では「基礎地盤が岩盤で掘削面の不陸調整が困難なため、型枠の設置に支障が生じる場合等は、必要に応じて均しコンクリートを別途計上することができ」と新たに規定されました。

しかしながら、基礎地盤が岩盤以外（土砂）の場合においても、型枠が動かないよう強固なアンカーを取ったり、墨だし等のため、均しコンクリートを施工することがありますので、施工実態に応じて別途計上できるように記述の追加を要望します。

##### 〔回答〕

今後、基礎地盤が土砂の場合も含めた施工方法の取扱いを検討しますが、現時点においても受発注者協議により、発注者が型枠浮上り防止対策として、均しコンクリートによる施工以外で適切な施工方法を指示できないのであれば、別途計上できるものと認識しています。

**4 ロック・クライミング・マシン等の特殊機械の歩掛制定**  
〔改善要望の内容〕

近年、地震や豪雨等による激甚な災害が多発し、急傾斜な崩壊地が多く発生しています。通常の重機や人力で整形できないほどの急傾斜な斜面上部では、ロック・クライミング・マシン（RCM）を利用することが多くなっています。

しかしながら、RCMに係る発注者の設計価格（三者見積もりによる最低価格）と、受注者が実行予算を積算する際の専門業者による見積もり価格の間に乖離が生じており、その差額は受注者が負担している現状にあります。

このため、適切な設計・積算が

できるように、RCM等の特殊機械の標準歩掛を新たに制定するよう要望します。

〔回答〕

ロック・クライミング・マシン等の高所斜面掘削機械の歩掛については、令和3年度から歩掛設定に向けて実態調査を行っているところですが、未だサンプル数の不足（令和7年までに43件）により歩掛制定に至っていない状況です。

令和8年度も引き続き施工実態調査を行っていますので、ご協力をよろしく願います。

**5 残存型枠工**  
〔改善要望の内容〕

治山ダム工の残存型枠の組立・設置に係る施工歩掛には、ラフテレインクレーンの運転が計上されています。作業の実態として、型枠の法線を確定させ、型枠を固定し終えるまでは、クレーンの荷吊り状態を継続させることとなります。このため、クレーンの拘束時間は、設計上想定されている稼働時間の2〜3割増しになっています。

つきましては、これらの施工実態を踏まえ、残存型枠工に係る歩掛を改善するよう要望します。

〔回答〕

治山ダム工の残存型枠工（プレキャスト）は他事業の歩掛に準拠しており、令和7年度に歩掛改正したところです。

なお、治山ダム工独自の歩掛設定のための施工実態調査は、その歩掛の適用頻度や重要性を勘案し優先度を設けて実施しており、本要望の優先度等について今後都道府県等の意見を伺った上で、必要に応じて適宜対応していきたいと考えています。

**6 不整地運搬車の歩掛制定**  
〔改善要望の内容〕

不整地運搬車については、これまでも供用日の見直しや、歩掛改正に向けた実態調査を行っていたり感謝します。

しかしながら、設計上の金額と実際の賃料（例…6t積1か月で約50万円）の差が大きい実態にありますので、この乖離状態を早期に解消するよう要望します。

〔回答〕

不整地運搬車の歩掛については、令和7年度までの施工実態調査に基づき、サイクルタイム等を見直す歩掛改正を令和8年4月に行っております。施工実態調査へご協力いただきありがとうございます。

**7 倒木・流木等の除去の歩掛制定**  
〔改善要望の内容〕

倒木や流木等の除去作業に関しては、現在のところ、見積もりを徴収して設計・積算されていますが、見積もり相手方によって見積金額に大きな差がある場合があります。

地震や豪雨に起因して発生する倒木・流木等の増加が今後予想されることから、例えば、倒木・流木の長さや直径等を算定因子として設計・積算できるように、倒木・流木等の除去歩掛を新たに制定するよう要望します。

〔回答〕

流木等の除去にあたっては、流木等のサイズだけではなく、樹種による重量の違い、流木等の量や

形状、現地地形などの現場条件により除去方法も異なることから、見積りによる積算により、現場ごとの条件に合わせた費用を算出することが適切と判断できるため、標準歩掛を制定する予定はないことをご理解願います。

## 8 重機による伐開

### 〔改善要望の内容〕

当県の林道新設工事の多くの施工現場では、施工面全体に笹竹が極めて濃密に繁茂しています。このため、実際の伐開作業は、森林整備保全事業設計積算要領の「i プルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹等を除去する伐開に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）」や「ii 除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用。なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込作業を含む。（伐採作業に伴う現場内の集積・積込作業は含まない。）」という共通仮設費率に含まれる程度の質・量では全くありません。

ついでには、重機による伐開に要

する費用は、現地の植生状況に応じて、積上げによる設計・積算を可能とするよう要望します。

### 〔回答〕

林道新設工事における共通仮設費率については、実態調査に基づき設定しており、植生の疎密度についても平均された共通仮設費率となっていることをご理解願います。

## 9 法枠工の単価等

### 〔改善要望の内容〕

法枠工、吹付工、吹付枠工（現場打吹付法枠工）、コンクリート吹付工等については、施工規模が小さい場合、施工箇所が不連続で点在する場合、立木を残置させて施工するときに法枠の形状を変更したり設置の手間が増える場合など、市場単価と実態が大きく異なっています。

このため、小面積施工する場合、吹付機を移動させながら施工する場合、立木を残置させて法枠を設置する場合については、見積りにより積算するよう要望します。

また、森林土木事業では、極力森林を残すため、可能な限り健全

木を伐採しないように工事を実施しているところですが、しかしながら、法枠工や吹付工では、施工範囲内の立木を全て伐採した方が作業効率が上がること、単木で残置した場合には施工後の風倒や法枠への影響が懸念されることから、他所管の工事のように、施工範囲内の立木を全て伐採することを標準作業方法とするよう要望します。

### 〔回答〕

法枠工等において、基本的な形状が矩形であれば、施工箇所が不連続となる場合や立木を存置させる場合においても、木工事市場単価を適用することができることになっていきます。

なお、法枠工等を施工する際の健全木の伐採は、事業の目的や現場条件により決めることであることから、施工範囲内の立木を全て伐採することを標準作業方法として定める予定はありません。

## 10 逆巻き施工

### 〔改善要望の内容〕

令和 6 年度の改善要望事項において、「逆巻き施工を実施する現場

は限られており、・・・逆巻き施工にて作業手順を示している場合には、見積りによることが可能であり、引き続き都道府県へ指導・助言してまいります」との林野庁回答がありました。

しかしながら、森林整備保全事業標準歩掛をそのまま適用し、鉄筋挿入工を逆巻き施工するように指定された現場があります。

つきましては、逆巻き施工のような特殊な作業方法を指定する場合には、事前に見積りを徴収し、それを積算に反映させるよう、改めて自治体等の発注者への指導・助言を要望します。

### 〔回答〕

標準歩掛により鉄筋挿入工を積算する場合において、逆巻き施工による積算は適用範囲外であることを令和 8 年 4 月の歩掛改正で記載を追加しました。

## 11 適正な工期設定とそれに伴う

### 経費増など

### 〔改善要望の内容〕

近年の「働き方改革」の推進等により、1日当たりの実稼働時間

が減少し、実作業日数が延伸している実態にあるため、各発注機関においては適正な工期設定がなされるよう要望します。

また、実作業日数の延伸に伴って、機械損料（機械レンタル日数の増）をはじめとして、共通仮設費や現場管理費の間接経費、一般管理費等の経費も増加となることから、さらなる関係経費の適正計上についても要望します。

さらに、年間を通じて安定的な仕事を行う上で、週休2日、4週8休工事が基本となる中で、工事発注・施工・納期の平準化が重要であるため、施工時期の平準化やウィークリースタンスの普及・拡大、受発注者間による工程管理の共有を図るよう要望します。特に、東北地方は冬期間が長く、大部分が積雪寒冷地であるため、作業効率や除雪への対応など特有の環境下にあります。「ウィークリースタンス」の標準化や、現場技術者の一番の負担である工事関係書類の作成業務の削減について、市町村など各発注機関に対して、適切な運用がなされるようご指導方を要望します。

### 〔回答〕

適正な工期設定については、各種会議において、天候その他やむを得ない事由により工事の実施が困難と見込まれる日数等を考慮するよう周知しているところであり、引き続き適正な工期設定となるよう周知してまいります。

また、間接工事費については実態調査を継続して実施しており、調査結果に基づいて森林土木工事における間接工事費率の適正な設定に努めているところです。

施工時期の平準化については、各地域の発注者協議会において取り組むとともに、国庫債務負担行為の導入や拡大しているところであり、引き続き施工時期の平準化に取り組んでまいります。

ウィークリースタンスについて改善要望あった県においては、ウィークリースタンス実施要領を令和2年度に定めており、対象工事は災害復旧工事等の緊急を要するもの以外のすべての工事を適用することとしていることから、市町村に対しても取組みを進めるよう県に依頼してまいります。

### 12 歩掛の改正

#### 〔改善要望の内容〕

森林土木工事における法面工や舗装工では、山間部での施工、小規模な施工数量などのため、通常より掛かり増しとなっており、設計上の単価に比べて、実際の施工単価が割高になっています。

また、流路工とコンクリート谷止工も、採算が合わない厳しい状況にあります。

このほか、平成15年頃に、林野庁において労務単価の扱いが見直され、職種区分が山林砂防工から普通作業員へほとんど変更されました。そのため、設計金額が大幅に下がり、受注者は適正な利潤を見込めなくなっております。

平場の一般土木工事も山間地の森林土木工事も、同じ普通作業員を適用して積算されています。

進入路が狭隘なため大型重機を利用できない、溪流幅が狭いため溪間工の施工ヤードを確保できない、資機材置き場が狭いため資機材の搬入・搬出の繰り返し回数が多い、急傾斜な作業地のため転倒・転落の危険がある、高低差の大きい作業地のため労働負荷が大きい

など、作業環境が厳しい現場においては、平場の現場に比べて作業効率が必然的に低下します。

これらのことから、厳しい作業環境にもかかわらず利潤が少ないため、多くの建設会社は、森林土木工事を受注しようとしません。

については、森林土木工事の歩掛については、山間部という施工場所や、小規模な施工数量などを考慮して、一般土木の歩掛に対する割増しを検討するよう要望します。

### 〔回答〕

林野庁では、山間奥地や急傾斜地等の現場条件を反映した歩掛になるよう、施工実態調査等に取り組んでおり、施工実態に即した機械規格や土量や難易度に応じた歩掛を設定する等の見直しを行っているところです。

施工実態調査は歩掛の適用頻度や重要性を勘案し優先度を設けて実施しており、全ての工種をすぐに改正することは困難ですが、森林土木工事の受注者が適正な利潤を確保できるよう、現場実態に即した歩掛改正等に努めてまいります。

なお、山林砂防工を適用するときの条件は、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いにおいて定めており、適用条件を満たす現場であれば、流路工や谷止工についても山林砂防工の職種を適用することができます。

### C 積算関係

#### 1 二省協定単価の設定・公表復活

##### 〔改善要望の内容〕

九州地区の山林砂防工の労務単価については、これまで、二省協定単価として設定・公表されてきたところですが、令和 7 年度は設定・公表されていません。

この対応として、本県では独自の的方法による労務単価を設定していますが、妥当性確保のために従前どおり二省協定単価として設定・公表されるよう要望します。

##### 〔回答〕

九州地区における山林砂防工の労務単価については、平成 24 年度を最後に公共工事設計労務単価の設定・公表がされていない状況にあります。そのため、林野庁では

令和 5 年度から治山工事に山林砂防工を適切に適用するよう、労務単価の算出方法を周知しているところです。

また、公共工事設計労務単価として設定されるよう、都道府県に対して公共事業労務費調査の対象工事に山林砂防工を適用した工事を選定するよう依頼し、十分な有効標本数の確保に取り組んでいるところです。

#### 2 コンクリートポンプ車打設における圧送管機材費の見積対応

##### 〔改善要望の内容〕

現行の歩掛においては、圧送管機材費は損料としての計上となつていますが、ほとんどのコンクリート打設会社では、使用頻度が少ないため、圧送管の保有数量は少ない状況です。

治山工事（谷止工）においては、施工地の状況からコンクリートポンプ車打設における配管延長が長くなる場合があり、圧送管を別途リースするため、標準設計額（損料計上額）と実際の施工額（リース代）に大きな開きが発生しています。

このような場合は、当初設計あるいは変更において圧送管のリース代を計上するよう要望します。

##### 〔回答〕

地域事情により圧送管の保有数量が少ないために、延長に応じてリースを要することが常態となっている場合は、根拠資料を発注機関に提示の上、実態に即した積算に変更するよう要望等していただくようお願いいたします。

#### 3 吹付工における吹付リバウンドの処分費用

##### 〔改善要望の内容〕

モルタル・コンクリート吹付工事においては、吹付施工中に、一部のモルタルやコンクリートが吹付面に付着しないで落下することによって、跳ね返り材（リバウンド）が発生します。リバウンドは産業廃棄物として破棄することとなるため、その産業廃棄物処理費や廃棄物処理場への運搬費を計上するよう要望します。

##### 〔回答〕

林野庁において実施している間

接工事費動向調査において、施工に伴う残材・残コン等の処理に關する費用を共通仮設費の準備費として位置付けて、準備・後片付けに含むものとして調査を始めていくところです。

#### 4 少量の廃材の活用

##### 〔改善要望の内容〕

施工現場で発生したアスファルト殻やコンクリート塊は、現場からの運搬、廃材の再資源化等多くの経費や労力を要し、少量であれば経済合理性に欠ける場合があります。

このため、現場で発生した少量の廃材については、その現場内で、例えば、小割して布団カゴの中詰め材として活用することなどを認めていただくよう要望します。

##### 〔回答〕

現場内で発生したコンクリート殻を中詰材として再利用する場合は、破碎や粒度調整等により、利用途の要求品質に応じた性状とした上で、施工計画書等で再生利用を明確化し、発注者その内容について認めれば再利用すること

はできるものと認識しています。

なお、再生化するため、場合によっては産業廃棄物処理業の許可が必要となる場合がありますので、再資源化を行う現場を管轄する廃棄物担当部局へご相談願います。

## 5 残土の処理

### 〔改善要望の内容〕

残土の処分に当たって、適切な残土処理場を発注者が指定していないため、残土処分に時間を要したり、処分経費が嵩んだりするところがあります。

については、残土処分に係る設計・積算を確実かつ適切に行うよう都道府県等へご指導いただくよう要望します。

### 〔回答〕

各種会議等において、残土処分に係る設計・積算を適切に計上するよう周知してまいります。

## 6 小型ダンプトラックの採用

### 〔改善要望の内容〕

森林土木工事は狭隘な現場や狭小なアクセス道を用いて施工することが多いため、森林整備保全事

業標準歩掛（第1編（共通工）の第2（運搬工）の2-17ダンプトラック運搬）に示されている表の備考「車種の選定に当たっては、現場条件等を考慮して決定すること。」に基づき、現場条件に応じて、適切な小型ダンプトラックによる設計・積算をするよう都道府県等へご指導いただくよう要望します。

### 〔回答〕

各種会議等において、現場条件を考慮した車種選定に係る設計・積算を適切に行うよう周知してまいります。

## 7 アクセス道の補修

### 〔改善要望の内容〕

山間奥地に位置する森林土木工事においては、工事着手にあたり、工事箇所へ到達するまでのアクセス道（林道・農道など）の除草や枝払い、路面や路肩の補修が必要になる場合があります。また、工事完了に当たっては、市町村や地元区長等から、工事施工に用いたアクセス道の路面の補修を求められる場合もあります。

このため、これらのアクセス道

の補修等に要した費用については、変更契約を含め積算の対象とするよう要望します。

### 〔回答〕

工事箇所へ到達するまでのアクセス道の除草や枝払い、路面や路肩の補修については、通常の維持管理に相当するものであり、道路管理者が対応すべき事項と考えます。ただし、入札公告時点で安全な通行ができない場合は、発注者が施工条件として明示することになっていきます。入札公告資料に条件が明示されておらず契約した場合は、設計変更による対応を行うこととなるため、着手前に発注者にその事実確認を請求してください。

また、工事完了に当たっての補修についても、工事着手前の路面状況を記録しておき、善良な利用を行ったにもかかわらず工事の実施に伴って砂利路面の陥没・轍、舗装の亀裂等の損傷を生じさせた場合や、工事施工に必要な内容で道路の設計以上の走行が想定され発注者が対策を講じずに補修が必要となった等の場合は、設計変更に

より対応することは可能なので発注者へご相談ください。

なお、入札公告内容に不明等がある場合は確実に質問を行うようお願いいたします。

## 8 支障木伐採経費の見直し

### 〔改善要望の内容〕

本県では、治山工事等に伴う支障木の伐採について、対象本数に単価を乗じて算出する方法が用いられることがあります。しかしながら、対象本数が少ない場合、準備費・運搬費・処理費用等が掛かり増しとなり、積算上の金額と実費に差が生じ請負者負担が増加しています。

このため、少量割り増しを考慮した経費の算出を要望します。

### 〔回答〕

支障木等の伐木処理を含む工事において、現地の状況が一樣ではないこと等に起因し、積算価格と実勢価格との乖離が原因で入札不調等が現に発生している状況が少なくないことから、見積りを活用して積算する場合の留意事項を定めた「支障木等の伐木処理を含む

工事において見積りを活用して積算する場合の留意事項について」(令和3年2月5日付け計画課長事務連絡)を通知しており、要望にあるような算出方法は定めていないことをご理解願います。

なお、積算価格と実勢価格に乖離が生じているのであれば、根拠資料を発注機関に提示の上、実態に即した積算となるよう要望等していただくようお願いいたします。

## 9 宿泊費の計上

### 〔改善要望の内容〕

建設業の分業化が進み、法面工などの作業員は宿泊を伴うことが一般的となっていますが、近年、宿泊代が高騰するとともに、都市部以外の宿泊施設が少なくなっています。このため、宿泊施設からの通勤距離が遠くなるほか、必要な宿泊費が増加しており、工事費の大きなウエイトを占めています。

共通仮設費率には、宿泊費は計上されておらず、「労働者宿舍の営繕に要する費用」(宿舍経費)が計上されているが、実態に合っていないことから、宿泊費が宿舍経費を超える場合に設計変更を行える

よう要望します。

また、大規模な工事を除くと宿舍を設置することはないが、外注の専門業者は通勤可能範囲外で宿泊する場合は一般的であることから、諸経費として宿泊費を計上するよう要望します。

### 〔回答〕

改善要望のあった都道府県では「地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更(試行)」を定めており、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応することができるとしてしており、宿泊費が発注者の積算する共通仮設費の営繕費を上回る場合は、変更契約できるとなっていますので、まずは発注者へ相談していただくようお願いいたします。

## 10 熱中症対策の強化

### 〔改善要望の内容〕

令和7年6月1日から労働安全衛生規則が改正され、事業者に対し熱中症対策が義務化されました。具体的には、WBG T基準値(暑

さ指数)を越える場合の簡易屋根等整備や冷房を備えた休憩場所整備をはじめ、基準値に応じた休憩時間の確保が求められています。

一方、事業者からは、施設整備に伴うコスト高や休憩時間の確保に伴う生産性の低下を余儀なくされている状況など、採算面を危惧する声が寄せられているところです。

については、猛暑日における施工歩掛や積算方法、単価等の見直し、工期の延伸など、現場実態に即した各種対策を一層図られるよう要望します。

### 〔回答〕

林野庁では工期の設定において、不稼働日に暑さ指数を考慮し、従来に比べてより適切な工期設定が可能となるよう、令和6年度及び令和8年度に設計積算要領等の細部取扱いを見直したところであり、発注時に想定している猛暑日数を超えた場合は、工期変更することができるようになっております。

なお、猛暑等に係る補正等については、各々の現場を有する建設業全体に共通する課題でもあることから、他機関の動向も踏まえ

つ対応を検討してまいります。

## 11 熱中症対策に資する現場管理費率の補正

### 〔改善要望の内容〕

熱中症対策に資する現場管理費率の補正については、林野庁所管の森林土木工事以外は、気温及び暑さ指数(WBG T)のデータを基に真夏日率を算出することと定められています。また、北海道の森林土木工事の現場においても、暑さ指数(WBG T)で管理しているのが一般的です。

このため、暑さ指数(WBG T)については、他所管の工事と同様の扱いとするよう要望します。

### 〔回答〕

令和8年4月の改正により、熱中症対策に資する現場管理費率の補正において、暑さ指数(WBG T)で管理することも可能となります。

## 12 完全週休2日を実施する工事

### 〔改善要望の内容〕

森林土木工事では、「完全週休2

日(土日)を達成した場合であっても、「月単位」の補正係数を適用しています。一方、農業土木工事では、「完全週休2日(土日)」という補正係数を適用しています。については、現行の「通期」や「月単位」の補正係数に加え、「完全週休2日(土日)」という補正係数を新たに設定するよう要望します。

**〔回答〕**

週休2日補正については、森林土木工事における週休2日の取組状況を加味した結果、令和8年4月より「月単位」及び「完全週休2日(土日)」により補正を行うこととしております。

**13 新技術や新工法活用**

**〔改善要望の内容〕**

自治体発注の工事では、新技術や新工法の活用を受注者が提案しても、提案内容が安価なものである場合か、増額変更せずに受注者負担にさせる場合など、経済性の観点のみによる新工法等の採用が大宗となっています。

令和6年度の改善要望事項に対する林野庁回答においては、技能

者の減少や時間外労働の上限規制などの働き方改革が進む中、経済性一辺倒でなく、現場の生産性向上の観点から、2次製品や新技術の積極的な活用の方向性が示されました。森林土木の現場は山間奥地でかつ急傾斜での施工も多いため、現場の工数(現場滞在時間)が減少するほど、生産性の向上などに加え不測の事態の発生による被災確率も低下し安全性も高まると考えます。

このため、令和6年度の改善要望事項に対する林野庁回答においては、「経済性に配慮しつつ省力化も含めて評価・比較できるように評価手法について令和7年度から検討する」とのことでしたが、早期に評価手法を制定いただくよう要望します。

**〔回答〕**

林野庁が令和7年度発注した委託調査事業において、経済性に配慮しつつ省力化も含めて評価・比較できるガイドライン(案)を作成しており、令和8年度以降、ガイドライン(案)の精査等を行うこととしているところであり、引

き続き施工性の高い工種・工法の促進が図られるよう取り組んでまいります。

D その他

**1 地域貢献の配点見直し**

**〔改善要望の内容〕**

本県の総合評価落札方式による工事入札では、地域貢献としてのボランティア活動が加算評価されています。地域貢献は時代が進むにつれ、地域が求めるニーズや内容も多様化しており、複数の地域貢献(ボランティア)を実施している場合もあります。しかしながら、活動回数の多寡に拘わらず、加点数は同じとされています。

このため、地域貢献回数に応じた配点を要望します。

**〔回答〕**

総合評価の評価項目や配点等については、各々の発注機関により定めているものであり、林野庁では関与していないことから、発注機関に対して要望していただくようお願いいたします。

**2 発注時期の平準化など**

**〔改善要望の内容〕**

働き方改革を更に進めるため、熱中症対策の義務化に加え、時間外労働や週休二日制、現場環境改善、降雨などの気象状況を十分考慮の上、施工条件に応じた適正な工期設定や経費補正、適切な設計変更等について、都道府県等へご指導いただくよう要望します。

また、国土交通省や林野庁の直轄工事に導入されている「余裕期間制度」について、民有林の森林土木事業においても早期に導入するように、都道府県等へご指導いただくよう要望します。

**〔回答〕**

必要な工期の確保については、長時間労働の是正や週休2日の推進など、働き方改革のほか、魅力ある産業として将来の担い手を確保していくことに寄与することから、工事の発注等に当たり、適正な工期を設定するよう会議等において周知しているところです。

また、余裕期間制度については、平成29年度に改正した森林保全整備事業設計積算要領及び細部取扱

ととしており、余裕期間制度の活用についても併せて周知してまいります。

### 3 スライド条項における受注者の負担割合

#### 〔改善要望の内容〕

近年の建設資材の価格高騰が激しい中、工事請負契約約款にはスライド条項が盛り込まれています。請負工事が高額なときは変動額が請負代金額の1%を超えず、スライド条項が適用されない場合が多々あります。

このような場合、受注者として採算割れになるため、スライド条項の受注者負担割合（1%）の引き下げ又は撤廃を要望します。

#### 〔回答〕

直轄事業における単品スライド及びインフレスライド条項の受注者負担割合については、契約約款第30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度に必要な利益までは損なわれることがないよう定められた、請負代金額の1%を採用していることをご

理解願います。

なお、都道府県が制定している契約約款については、各都道府県にご確認下さい。

### 4 林道の維持管理

#### 〔改善要望の内容〕

市町村では、一部を除き、林道の維持管理に苦勞しています。近年の降雨形態の変化により林道災害が増加していますが、降雨形態の変化もさることながら、維持管理不足が林道災害をより大きくしている遠因ではないかと考えています。良好な維持管理がなされていないため、被災箇所にアクセスできず、被害が拡大した例もあります。

国においては、維持管理を前面に出すと予算獲得できないので林道の改良や機能回復ということに事業メニュー化していただいているところですが、決して十分な予算を確保できていません。

良好な森林環境を保つためには、十分に維持管理された林道が不可欠です。森林環境税の使途として林道の維持管理にも充てられるようにすることを要望します。

#### 〔回答〕

森林環境譲与税は、法律に定められた「森林の整備及びその促進に関する施策」の範囲内において、市町村の判断で幅広く事業を実施することが可能となっています。

また、事業の要件等についても、市町村の裁量で柔軟に決められるものとなっています。

なお、譲与税を活用した林道の維持管理については、富山県内においても、林道の改良工事や市が管理する林道の維持管理（富山市）、林道の橋梁の点検（砺波市）等に取り組み自治体があると承知しています。

林野庁としては、このような事例も含めた全国の優良事例の収集・共有、譲与税の使途のポジティブリストの周知など、引き続き、市町村の支援に取り組んでまいります。

### 5 10m以上の掘削の際の労基署への提出書類

#### 〔改善要望の内容〕

掘削の高さ・深さが10m以上の地山を掘削する場合にあっては、労働基準監督署へ届け出する必要

があり、その事前調査の実施方法として、①ボーリング、②地形図、③地質図、④試掘、⑤踏査、⑥その他が示されています。しかし、労基署ごとに対応がまちまちで、地山の柱状図の提出を求められることがあります。施工側としても地山の柱状図があれば掘削の際の安全上有益と考えますが、地すべり防止工関係を除き、地山柱状図が作成されることは極めてまれです。

地山の柱状図を作成する必要性について、林野庁の見解をご教示願います。

#### 〔回答〕

他の都道府県や森林管理署の工事で柱状図まで届出時に求められるという事例は確認できていないことや、労働安全衛生規則の当該条項からでは、届出に添付する書類として柱状図が必要であるとは考えておりません。ただし、届出書類に必要な添付書類として労働基準監督署が判断すれば、柱状図が必要となります。

### 6 盛土規制法や資材有効利用促進法の運用の統一化

進法の運用の統一化

〔改善要望の内容〕

危険な盛土等を防止する「盛土規制法」や建設発生土の搬出先を明確化する「資材有効利用促進法」が施行されていますが、発注担当者（特に市町村）によって法適用の考え方がバラバラな状況です。

については、林野庁主催で自治体担当者向けの説明会を開催するなどにより、森林土木工事における各種法規制等の運用の統一化を図るよう要望します。

〔回答〕

盛土規制法を共管する国土交通省、農林水産省、林野庁の3省庁共催の自治体盛土担当者向けのオンライン説明会を昨年6月に2回開催し、建設発生土の搬出先の明確化等については、当該制度を所管する国交省不動産・建設経済局の担当者から制度内容の解説を行ったところです。

当該オンライン説明会については、都道府県・指定都市・中核市の土木・都市部局、農地部局、林務部局へ幅広く開催案内を行ったほか、それ以外の基礎自治体についても参加可能としておりました。

なお、オンライン説明会については、昨年4～5月に盛土規制法の制度運用を開始した自治体が多かったことから、昨年度のみの臨時的な措置でありましたので、要望頂いた内容については、自治体向けの研修への内容追加を検討す

## 令和7年度 森林土木総合技術研修を開催

令和8年2月19日(木)の10時30分から途中休憩を挟みながら16時40分までの日程で、受講者128名【22協（議）会】の参加のもと、昨年度と異なりWeb会議システムのズームを使ったオンライン方式により、令和7年度森林土木総合技術研修を実施しました。

昨年度に続き今年度も、(公社)森林・自然環境技術教育研究センターの技術者継続教育であるCPD及び(一社)全国土木施工管理技士会連合会の技術者継続教育であるCPDSの学習プログラムとして申請を行い、受講者のうちそれぞれの会員については、それぞれの規定に基づく学習履歴(ユニツ

等により、引き続き周知を図って参りたいと思います。

なお、建設発生土の搬出先明確化の制度に関して疑問点がある場合は、各地域を所管する地方整備局へお問合せ頂るか、治山課盛土対策班までご相談願います。

ト)を取得することができました。

令和7年度の研修カリキュラムは13ページの表、また研修科目ごとの概要は次に示したとおりです。

1 森林土木工事におけるICT活用の進め方

- ①なぜICT活用が必要なのか
- ②建設業を取り巻く状況
- ③ICT活用のメリット・デメリット
- ④ICT活用工事の取組状況
- ⑤ICT導入補助金等

2 航空レーザ計測データ等を活

- 用した治山・林道対策について
- ①航空レーザ計測の仕組み、②航空レーザ計測の取得(ア)森林地

形解析(イ)森林資源解析、③治山林道工事への活用、④情報の入手方法等

3 小さなチーム、大きな変革  
9人の社員が挑む全工事ICT活用

- ①ICT機器の導入、②ICT活用工事の施工事例、③ICT活用工事のメリット、④ICTノウハウで変わる人と社会

4 林整備保全事業の生産性・安全性の向上に資するソリューションやアタッチメント

- ①ICT技術について、②傾斜警報装置、③チルトローテータについて
- ④重機の先進技術について
- ⑤遠隔仕様機、⑤チルトローテータとは、⑥チルトローテータ使用現場事例

受講者からは、今後の業務に役立つ内容だった、講義内容が分かり易くよく理解できた、などの感想をいただいています。今後とも研修内容等の充実に努め、会員の皆様のニーズによりマッチした研修を企画していきたいと思

## 令和7年度 森林土木総合技術研修カリキュラム

(一社)全国森林土木建設業協会

令和8年2月19日(木)開催

時 間	研 修 科 目	講 師 (敬称略)
10:30~10:40	開講式・オリエンテーション	全森建・専務理事 江坂 文寿
10:40~11:40	森林土木工事におけるICT活用の 進め方	林野庁計画課施工企画調整室 課長補佐 小嶋 公輝 業務推進専門官 遠山 千景 積算基準係長 早川 慶
(休憩80分)		
13:00~14:00	航空レーザ計測データ等を活用し た治山・林道対策について	アジア航測株式会社 国土保全コンサルタント事業部総括技師長 飯田 喜章
(休憩15分)		
14:15~15:15	小さなチーム、大きな変革 ～9人の社員が挑む全工事ICT活 用～	株式会社寺岡建設 代表取締役 寺岡 勝男
(休憩15分)		
15:30~16:30	森林整備保全事業の生産性・安全 性の向上に資するソリューション やアタッチメント	日立建機日本株式会社 事業統括部ICTソリューション推進部長 河村 謙輔 Steelwrist Japan株式会社 セールスマネージャー 松本 真
16:30~16:40	閉講式	全森建・専務理事 江坂 文寿

## 地方協会だより (33)

## 栃木県森林土木建設業協会の活動

## — 栃木県森林土木建設業協会 —

## 1. はじめに

栃木県は、総土地面積約 64 万 ha のうち森林が約 35 万 ha と約 54% を占めており、県北西部には日光・那須連山をはじめとする険しく峻険な山岳地帯が連なっています。その地質は火山噴出物や脆い堆積岩、風化の進んだ破碎帯などで構成される地域が多く、不安定な斜面の下部にあたる谷沿いや山裾には、集落や観光地、住宅地が数多く点在しています。

また、本県は関東平野の北端という立地から、山地部と平野部の境界に人口や都市機能が集中しており、集中豪雨等により山地災害が発生すれば、大量の土砂や流木が河川を流下し、下流域を含めて極めて甚大な被害を招く恐れがあります。現在、県内にはこうした地形・地質の脆弱性に起因する山地災害危険地区が各地に点在しており、地形・地質に応じた適切な備えが不可欠となっています。

## 2. 当協会の沿革

当協会は、治山及び林道等の森林土木事業の推進と、業務の振興並び

に施工技術の向上を図ることを目的として、平成 23 年 7 月 1 日に設立され、令和 8 年 4 月現在、10 支部 116 社の会員企業で構成されており、気候変動等の影響により自然災害が激甚化・頻発化する中、治山事業の重要性はこれまで以上に高まっています。こうした社会の期待を背景に、活動領域を広げさらなる事業の充実に努めてまいります。

## 3. 主な活動状況

## ① 県森林整備課との意見交換会

令和 6 年度より、当協会役員と県の森林整備課による意見交換会を定期的に開催しております。この意見交換会では、県から予算状況や災害復旧の進捗に関する最新情報の提供を受けるとともに、各支部より集約した設計積算等の課題や改善要望について、直接提言を行っております。昨年度は、県が事前に会員を対象として実施した「遠隔臨場」および「ICT 活用工事」の推進に向けたアンケートの結果に基づき、普及促進に向けた

課題や現場での運営改善について活発な議論を交わすなど、官民連携による業務効率化と技術革新に向けた有意義な情報交換の場となっております。

## ② 講習会の開催

会員企業の施工技術の向上および知識研鑽を目的として、関連団体との共催による各種講習会を毎年開催し、積算基準や安全管理、現場管理など多岐にわたる教育を通じて、地域を守る技術者の育成と、安全かつ適正な施工体制の確保に努めてまいります。

## ③ 技術情報等の提供

林野庁や全森建、並びに県などの行政・関連団体から発信される情報、各種会議における重要事項を、メール等を活用し、迅速に周知・共有しております。あわせて、ホームページにおいても諸会議の実施状況や活動内容を広く公開するなど、多角的な情報発信体制の構築に努めてまいります。

4. おわりに

栃木県は急峻な山岳地帯が多く、夏季の集中豪雨や台風、冬季の山間部における積雪・凍結など、厳しい自然条件下での施工を余儀なくされています。特に森林土木事業においては、林地特有の制約や環境配慮等により施工期間が限定されやすく、年間を通じた工事の平準化が依然として大きな課題となっています。

また、本県においても中山間地域の過疎化・高齢化に伴う技能労働者の不足は深刻であり、災害復旧や森林整備を担う地域の守り手の確保が危ぶまれています。当協会では、森林の多面的機能の維持と地域の安全・安心を確保するため、安定的な予算の確保はもとより、施工実態を適切に反映した積算基準・歩掛の改善、さらには生産性向上に資する新技術の導入支援について、引き続き関係機関に強く要望してまいります。



労働安全についての講習会



栃木県森林整備課との意見交換会

林野庁幹部人事異動

次の異動がありました。

※（ ）の職名は前職

◎林野庁関係

令和8年4月1日付

◇林野庁林政部林政課林業・木材産業情報分析官兼林野庁国有林野部経営企画課付

関口高士

◇林野庁林政部経営課林業労働・経営対策室長

(北海道森林管理局長)

吉川正純

(大臣官房政策課調査官兼林野庁林政部企画課付兼林野庁森林整備部計画課付)

◇林野庁林政部経営課特用林産対策室長

鈴木清史

(林野庁林政部木材産業課上席木材専門官)

◇林野庁森林整備部木材利用課木材貿易対策室長

川口大二

(林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室長)

◇林野庁森林部木材利用課森林振

興室長(当初予算成立日の翌日)

鈴木憲一

(林野庁林政部木材利用課森林吸収源情報管理官)

◇林野庁森林整備部研究指導課長

城 風人

(林野庁森林整備部森林利用課森林集積推進室長)

◇林野庁森林整備部治山課山地災害対策室長

石井康彦

(林野庁森林整備部治山課課長補佐(総括))

◇林野庁森林整備部治山課保安林・盛土対策室長

齋藤 綾

(林野庁林政部林政課監査官兼林野庁林政部木材利用課付)

◇林野庁森林整備部森林利用課森林集積推進室長

三間知也

(林野庁森林整備部計画課課長補佐(総括))

◇林野庁国有林野部管理課福利厚生室長

水野 明

(関東森林管理局森総務企画部長)

◇林野庁国有林野部経営企画課国有林野総合利用推進室長

谷本哲朗

(林野庁林政部経営課林業労働・  
経営対策室長)

◇林野庁国有林野部業務課国有林  
野管理室長

村上卓也

(中部森林管理局森林整備部長)

◎森林管理局関係

令和 8 年 3 月 31 日付

◇退職

河野裕之

(北海道森林管理局次長)

◇退職

唐澤 智

(東北森林管理局次長)

(青森事務 所長)

◇退職

森山昌人

(関東森林管理局次長)

(東京事務所長)

◇退職

川浪亜紀子

(近畿中国森林管理局次長)

令和 8 年 4 月 1 日付

◇北海道森林管理局長

宇野聡夫

(国研)森林研究整備機構理事)

◇北海道森林管理局次長

善行 宏

(北海道森林管理局総務企画部

長)

◇北海道森林管理局総務企画部長

石塚洋介

(林野庁国有林野部管理課福利  
厚生室長)

◇東北森林管理局次長 (青森事務  
所長)

小林重善

(北海道森林管理局計画保全部  
長)

長)

◇関東森林管理局次長 (東京事務  
所長)

山根紀彦

(林野庁国有林野部業務課国有  
林野管理室長)

◇関東森林管理局総務企画部長

松尾清史

(林野庁林政部林政課課長補佐  
(人事第 1 班担当))

◇関東森林管理局森林整備部長

金谷範導

(林野庁国有林野部経営企画課  
国有林野総合利用推進室長)

◇近畿中国森林管理局次長

武田義昭

(北海道森林管理局森林整備部  
長)

◇四国森林管理局総務企画部長

山本満久

(関東森林管理局下越森林管理

署長)

◇四国森林管理局計画保全部長

徳留善幸

(林野庁森林整備部治山課山地  
災害対策室長)

これからの主な行事予定

令和 8 年

6 月 18 日(木)

定期総会、正・副会長会議、理  
事会、表彰式 (東京都・千代田  
区)

10 月 15 日(木)

中部ブロック会議 (新潟県)

10 月 22 日(木)

関東甲信ブロック会議 (栃木県)

11 月 12 日(木)

九州ブロック会議 (宮崎県)

11 月 26 日(木)

中・四国ブロック (高知県)

10 月 1 日(木)、2 日(金)

北海道・東北ブロック会議 (岩  
手県)

令和 9 年

1 月 28 日(木)

正・副会長会議、理事会、常勤  
役員・事務局長等会議 (東京都  
千代田区)

編集後記

◎ 令和 8 年度「STOP! 熱中  
症クールワーキングキャンペー  
ン」の実施

昨年 1 年間の職場における熱  
中症の発生状況 (速報値) を見  
ると、死亡を含む休業 4 日以上  
の死傷者数は、1,681 人、う  
ち死亡者数は 15 人となっております。  
死亡者数は減少したもので  
、死傷者数は前年比 4 割の大  
幅な増加となっております。業種別  
にみると、死傷者数については、  
建設業 278 人、製造業 337  
人となっており、全体の約 4 割  
がこれら 2 つの業種で発生して  
いる。死亡者数は、建設業が最  
も多く、警備業が続いている。  
実施期間・令和 8 年 5 月 1 日  
から 9 月 30 日 (令和 8 年 7 月を  
重点期間とする。)

◎ 令和 8 年度の全国安全週間は、  
「多様な人材全員参加みんな  
で育てる安全職場」をスローガン  
に、6 月 1 日から 6 月 30 日まで  
を準備期間として、7 月 1 日か  
ら 7 日まで 1 週間にわたり実施  
されます。